

遊漁船業法の改正について

＜主な改正点＞

- ① 新しい業務規程の作成が必要になります。
- ② 定員 1 人あたりの損害賠償保険の金額が、5,000 万円以上に引き上げられます。
- ③ インターネットによる情報公開が義務化されます。(一部除外あり)
- ④ 重大事故が発生した場合、県への報告が義務となります。
- ⑤ 業務主任者実務研修の必要日数の延長ほか、習熟度確認が必要となります。
- ⑥ 出港前検査、常務記録作成、保存が必要となります。
- ⑦ 違反者の欠格期間が 2 年から 5 年に延長されます。
- ⑧ 通信設備や救命設備の搭載が義務付けられる見込みです。

※ 今回の改正によって、上記に記載の事項以外にも新たな責務等が追加されております。詳細は別添のパンフレット(水産庁作成)をご確認ください。

＜主な手続き・対応＞

	手続き・対応	手続き等の期限	内容	備考
①	新たな業務規程の作成(パンフレット p.4)	R6.10.1 まで ※R6.4.1 から 9.30 の間に遊漁船業の登録・更新の申請を行う場合は、申請書に添付して提出	新たな業務規程を作成し県に届出	審査基準に適合しない場合、登録・更新が拒否される場合があります。
②	適切な損害賠償措置への加入(パンフレット p.7)	令和6年度中の損害賠償措置の更新の際に新たな基準に適した保険に加入	定員 1 人当たり 5,000 万円以上の損害賠償措置(保険)への加入	従来の「3,000 万円以上」から引き上げ
③	インターネットによる情報の公表(パンフレット p.3)	R6.4.1 以降は公表が必要 ただし、常時従事する従業者が 1 人以下又は自社ホームページを持たない場合は、営業所への掲示による方法が可能	・遊漁船業者登録票 ・利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置(※)	※業務改善命令により講じた措置、保険の内容等
④	重大事故発生時の報告(パンフレット p.3)	事故発生後速やかに (衝突、乗り上げ、火災、転覆、設備の損傷、死傷者が生じた場合)	事故の内容等を県に報告	届出を怠った場合罰則が適用される場合があります。
⑤	業務主任者実務研修の必要日数の延長・習熟度確認(パンフレット p.6)	R6.4.1 以降に実施する実務研修	・必要な実務研修の日数が従来の 10 日から 30 日に延長 ・習熟度確認の実施	実務研修の実施者となるには、業務主任者として 1 年以上の実務経験が必要
⑥	出航前検査、乗務記録の作成、保存(パンフレット p.4)	R6.4.1 以降は作成が必要	・船舶等の出航前検査 ・運航記録等の作成、保存 ・船長・業務主任者・乗組員に対するアルコール検査の実施	